

東洋學報 第拾貳卷第參號

大正十一年九月

慈覺大師の入唐紀行に就いて(第三回)

岡田正之

第三 唐・回鶻の關係

武宗時代に於ける政治の重要問題としては回鶻に對する關係も其一つである。此の問題の史料として今日に存し最も尊重すべきものは會昌一品集である。作者の李德裕は宰相の地位に在りて内治外交の要務に當り、殊に文筆に長じてゐたから、當時の詔勅の文も彼の手に出で、爲に回鶻に關する文書が集中に頗る多く、賜回鶻可汗書、賜太和公主勅書、與黠戛斯王書、賜回鶻啞沒斯書、請密詔塞上事宜狀、回鶻事宜狀、代劉沔與回鶻宰相顏干伽思書、討回鶻制の類凡そ七十七種あり、孰れも根本的史料である。但し此等の文書に年月の記るされてゐないから、取扱者をして事實の前後に就き誤謬に陥らしめ易い點のあるのは惜いことである。第二の史料としては新舊唐書を推さなければならぬ。然し編纂

慈覺大師の入唐紀行に就いて

の書であるから、事實の誤謬重複もあり、兩書の間にも既に出入異同なきを得ないのである。同じ編纂の書でも資治通鑑の方は一品集を根柢とし、實錄新舊唐書伐叛記等を參考として、取捨したものであるから、事實の眞を得た處が多いやうに思はれ、或る點に於ては新舊唐書よりは遙に勝つた處がある。殊に考異に引かれてゐる實錄伐叛記等は亡びて傳はつてゐない、僅に考異に由つて其の文を知ることが出来るのであるから、是は通鑑の編者に謝せなければならぬ。然し通鑑とても失考や誤謬のないことではないのである。

大師の巡禮記にも亦同鶻關係の事に及んでゐる。固より唐の外交問題に何等の關係を有しない他國の一縉流の身であるから、其の見聞する所も狭く、誤傳もあれば聞き違もあらう。去りながら流石に親しく目に見耳に聞いた事を、其の儘に書いたのであらうから、訛傳誤聞と思はるる中にも眞正の事實が其の間に籠り、新舊唐書の異同を判定し、通鑑の誤をも辯ずべきものがある。其の實例の第一は會昌二年（一五〇二）の正月から三月にかけて同鶻が侵入した事。第二は太和公主の同鶻より唐に歸つた時の事。第三は唐が摩尼教徒に對する事である。是より順を逐うて其の事を説明しよう。其の先に會昌元年（一五〇一）以前に於ける同鶻が如何なる状態であつたかを一應述べ置く必要があるから、簡短にそれを述べ、次に上掲の三事に及ぼさうと思ふ。

會昌元年を距る二十一年前即穆宗の長慶元年（一四八一）の頃は、同鶻の勢猶強く、君長の登囉羽錄沒密施句主毗崇德可汗（可汗の稱號の文字、新舊唐書異同あり、既に羅士琳の舊唐書校勘記に詳なるを以て一々註せず、主として新舊唐書に從ふ）新に立ちて

唐の冊命を受け、又憲宗の女なる太和公主を請ひて可敦とした。是の時回鶻の宰相都督公主摩尼等五百七十三人入朝して、公主を鴻臚寺に迎へた事が、舊唐書の回紇傳に見えてゐる。新唐書の回鶻傳にも、可汗已立、遣伊難珠、句錄都督、思結等、以葉護公主來逆女、部渠二千人納馬二萬、乘它千、四夷之使中國、其衆未嘗多此、詔許五百人至長安、餘留太原」とありて、一時の隆盛は思ひ遣られる。敬宗の寶曆元年（一四八五）に崇徳可汗死し、其の弟の曷薩特勒嗣ぎ立ち、唐の冊命を受けて愛登里囉沒密施合毗伽昭禮可汗と稱した、三月に繫けたのは錯脱である通鑑に○舊唐書に崇徳可汗の卒を太和七年は長慶四年に崇徳可汗卒して、弟曷薩特勒立ち、寶曆元年唐の冊命を受けた、三月に繫けたのは錯脱である通鑑にとしてある校勘記に通鑑を引き長慶四年を三年としてあるのは誤である。文宗の太和六年（一四九二）に至つて、其の下に殺されたから從子の胡特勒が嗣ぎ、尋で冊命を受けて、愛登里囉沒密施句錄毗伽彰信可汗と稱した。處が宰相の安允合といふものは特勒の柴革と謀りて、可汗の位を篡はんとしたが、事露れて可汗は之を殺した。開成四年（一四九九）に又宰相の掘羅勿は難をなし沙陀の朱邪赤心の兵を借りて、可汗を攻めたので、可汗の軍敗れて遂に自殺した。回鶻人は更に監馭特勒を立てて可汗としたが、斯く内亂ある上に饑饉も續き畜産も乏しく、流行病も盛んであつた爲に、國力も大に衰へてきた。殊に黠戛斯部が漸く勢を得、その主の阿熱は自ら可汗と稱し、獨立して回鶻に對峙してゐた。時に回鶻の將軍句錄莫賀は黠戛斯の阿熱を引き、回鶻城を攻め、終に可汗を殺した。是に於て回鶻の諸部は全く瓦解して、唐の北邊又は吐蕃、安西等に奔つた。此の瓦解は恰も武宗即位の年、即開成六年（一五〇〇）で、會昌元年の前の事である。

此の時回鶻の王子唃沒斯特勒と宰相の赤心と特勒那頡頏等との一行は唐の北邊に逃げたものの重なものであつた。回鶻の牙部にゐた十三姓のものは曷薩特勒昭禮の弟で胡特勒彰信の叔父に當る烏介特勒を立て、南方に遷り錯子山を根據として回鶻の存立を圖つた。烏介可汗の立つたのを、通鑑は伐叛記に據りて會昌元年二月の事としてゐるが、是は或は其の前年即回鶻瓦解の年であつたのではあるまいかと思はれる。賜回鶻唃沒斯特勒等詔書の唃沒斯等の上書の大意を擧げた文の中に、又知堅昆等五族深入凌虐、可汗被害、公主及新可汗播越他所未歸城邑。特勒等力不能制、思存遠圖相率遁逃、萬里歸命。又知欲奉公主朝覲、忠謀不從、已逾大漠之南、同款五原之塞、發此單使、布其赤心。○前後略、全唐文李德裕集と見える。此の唃沒斯等の上書は北邊に逃げ來て内附を求めた時のものであるから、瓦解の年のものであるが、公主は即太和公主である、太和公主は黠戛斯に收得せられてゐたから、彼等の奉ずることの出来なかつたのは、其の答である、所謂新可汗は烏介可汗の事を云つたものであるに相違ない。して見れば唃沒斯等の逃げ來た頃には、烏介可汗は推立されてゐたものであるから、伐叛記の元年二月説は疑はしいのである。それは兎に角烏介可汗と唃沒斯とは骨肉の間柄であつたが、兩立せざる關係のあつたものと見え、相容れざるやうになつてゐた後に烏介可汗から唐の朝廷に逼つて唃沒斯を束縛して送り歸せと要求した事もあつたのはそれが爲めてあつた。唃沒斯要求の事は全唐文李德裕集の賜回鶻可汗書意に據る。

由來唐と回鶻との國際が平和を保ち、北邊の無事を得たのは、全く唐の結婚政略即公主の

回鶻に降嫁してゐる事と、回鶻の可汗が統一力を有してゐた爲めである。然るに今や回鶻が乖離瓦解して有力な統一者なく、殊に物資の缺乏に因りて生活の困難を窮めてゐた時であるから、散亂せる部民兵士が北邊に來り、勝手に衣糧の奪掠を爲すものが出來たのである。故に當時の賜背叛回鶻勅書に、卿等忽領師徒、漠南屯集、又數至天德、侵掠、頗擾邊人」と云ひ、又遣使臣魏暮諭朕意、略中兼禁戢師徒、勿爲侵軼、近聞天德遊奕軍將會有交鋒、卿等既犯塞垣、亦是邊將常事」とも云つてある。全唐文李德裕集 新唐書の武宗紀の開成五年の條に、十月癸卯、朔回鶻寇天德軍、と叙し、通鑑にも、冬十月丙辰、四日天德軍使溫德彝奏回鶻潰兵侵逼西城、西城朔方西受降城也五六十里、不見其後、邊人以回鶻狼至、恐懼不安、詔振武節度使劉沔、雲迦關以備之。新志單于府有雲伽關、振武節度治單于府ともあるのは、皆回鶻が瓦解の結果として、唐の北邊が直に其の影響を受け損害を蒙つた事を示したものである。然かも是は一時的ではなく、將た其の侵掠は一部の散亂せる部民兵士のみに止らない状態であつたから、唐の朝廷に於ても大に警戒を要する事となつてきたのである。

翌年即會昌元年の八月に、天德軍使の田牟は回鶻を撃ちて功を求めんとし、回鶻叛將唃唃沒斯等侵逼塞下、吐谷渾沙陀黨項皆世與爲仇、請自出兵驅逐との上奏に及んだ。武宗は其の意見を朝議に付した處が、朝臣は皆田牟の意見を可として進擊説を倡へたが、獨り李德裕は唃沒斯の叛將と見るべきものでないから、寧ろ鎮撫懷柔すべきものである事を主張した。此の事は通鑑にも見えるが、李德裕の主張は、最も詳に論田牟請許黨項警復回鶻唃沒斯部落事、

狀全唐文李德裕集に載せられてある。武宗は李德裕の説を納れて田牟をして兵を動すことなからしめた。唃沒斯等の一行は回鶻の叛將ではあるまいが、唐に内附を求めてゐたのは果して誠意より出でてゐたか否は、當時何人も疑問としてゐた所である。尤も唃沒斯のみは頗る恭順であつたらしいが、赤心那頡斃などは桀驁にして頗る邊患をなしてゐたらしい、自然唃沒斯と赤心等との間に衝突も起り、翌二年(一五〇二)に赤心は殺された。李德裕の異域歸忠傳序に、有赤心宰相桀傲亂常、頗爲邊患、唃沒斯潛布誠款於天德軍使田牟暴其罪狀、鼻首以徇。とあるのは是れてある。那頡斃は赤心の衆七千帳を收めて東に走り、唐の北邊を騷してゐた。元年の頃は唃沒斯は此の赤心那頡斃等と同一部落の下に居たのであるから、唃沒斯も危險視されてゐたのは無理はない。懷柔説を主張してゐた李德裕でも、全然唃沒斯を信じてゐた譯ではない。此等の人人が北邊に居たのであるから、一般に不安の念に驅られ、大に警備を嚴にせなければならぬ次第であつた。

回鶻の瓦解後、太和公主は如何なりしか、其の所在さへも杳として知れなかつたから、唐の帝室では深く心を痛めてゐた。李德裕は意見を上りて、慰問使を差遣し、苗續續或は續に作る唐會要に續に作るをして其の任に當らしめ、詔書を齎し、先づ唃沒斯に就き、其の斡旋で公主の處に到達するやうにしようとの事、太和公主の狀況を探る旁、唃沒斯の斡旋するか拒絶するかを見て、其の唐に對する誠意の如何をも測る考であつた。此の事は李德裕集の請遣使訪問太和公主狀に詳て、通鑑には元年の十一月の初に繫けてある。

先きに黠曼斯の阿熱が回鶻を破つた時、太和公主は其の兵士に收得せられ、阿熱は之を保護してゐたが、自分は漢の李陵の後裔であるから、唐の帝室とは同宗であると極め込み、公主を尊重し、使者の達干等十人を附けて唐に送り届けさせた。處が烏介可汗は之を聞き達干等を追撃して盡く之を殺し、遂に公主を劫奪して南下した。新唐書の回鶻傳に據れば、此の時烏介可汗は進んで天徳を攻めしに、振武の節度使劉沔は雲迦關に屯して之を撃退したとある。通鑑には其の事實を否定して、烏介方倚唐爲援、豈敢攻天徳と論じてゐるが、反覆常なく、順逆も未だ定らない、烏介の事なれば、天徳を犯した事がないと速断することは出来ない、之を後來の彼の舉動に徴すれば、新唐書の方が實を得てゐるやうに思はれる。

太和公主が烏介可汗に歸してから、使者を發して可汗の爲めに冊命を乞ひによこした。

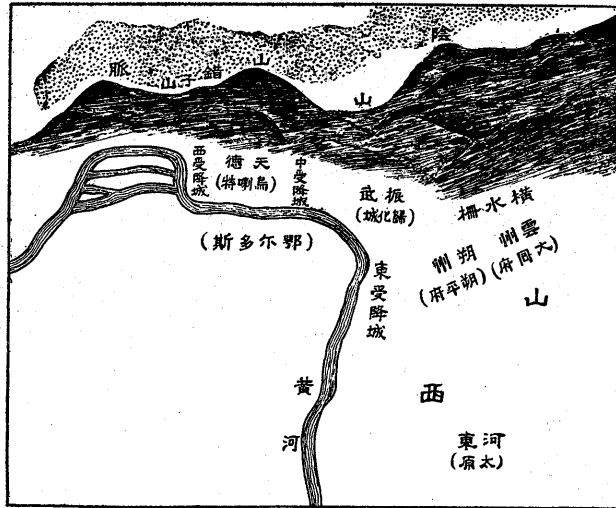
唐の帝室で公主の所在の判然したのは、此の使者の來たからであつたらう。此の時可汗の宰相頡干伽思等も表を贈りて振武城を借りて假に可汗と公主とを置かんことを願つて來た。武宗は特に王會を使節として其の衆を慰撫せしめ、糧二萬石を輸したが、然し借振武城の一件は許可を與へなかつた。冊命の事に就いては、此の時何等の回答はない、實は唐の朝廷では烏介可汗の態度を怪んでゐたのであるから、詮議中であつたのであらう、李德裕集に賜太和公主勅書がある、此の時遣はしたものであらう、其の文の起首に、勅姑遠嫁、絕域二十餘年、跋履險難、備罹屯苦」と書き出し、又姑累年漂泊、何日忘懷と述べ、後に烏介可汗の事に及ぼして、今回鶻所爲、其不循理、蕃渾是朕之人、百姓牛羊亦國家所有、因依漢地、遂至蕃、回鶻託以私

仇。恣爲。侵。掠。每。馬。首。南。向。姑。得。不。畏。高。祖。太。宗。之。威。靈。欲。侵。掠。邊。疆。姑。得。不。思。太。皇。太。后。之。慈。愛」と、可汗の非行を指摘した處から見ても、彼が桀驁恣悍であつた事は思ひやられる。明年三月に冊命使を發した事は舊唐書に見えるが通鑑には詳に其の時の事情を叙して「遣將作少監苗績冊命烏介可汗使徐行駐于河東俟可汗位定然後進。既而可汗屢侵擾邊境。績竟不行。」とあり、烏介可汗は終に唐の冊命を享けることが出来なかつたのである。

以上は太和公主が降婚した時より、會昌元年の終に至るまで二十餘年の間に於ける回鶻の狀態の一斑である。尙此に參考として唐の北邊に於ける回鶻關係の略地圖を掲げ簡短な説明を附して上文及び下文に見はるる地名の位置を示してあかう。

(參考)

- (1) 振武 唐の軍名で、單于都督府の治の在つた處である。今の綏遠特別區域内の歸化城は、其の跡である。
- (2) 天德 是も軍名で、今の綏遠特別區域内の烏喇特の西北である。
- (3) 雲迦關 唐書の地理志に單于府有雲迦關と見ゆ。單于府は即今の歸化城である。
- (4) 東受降城 元和志に、本と漢の雲中郡の地とあり、今の歸化城の西黄河の東岸である。
- (5) 西受降城 元和志に、本と漢の朔方郡臨河縣の地とありて、今の烏喇特の西北黄河の北岸である。錯子山は陰山の北にあり、西受降城を距る五百支里といふ。
- (6) 中受降城 元和志に、本と秦の九原の地で、漢は更めて五原と名けた、今の烏喇特の西で、黄河の北岸である。
- (7) 雲州 唐の河東道に屬した州で、今の山西大同府大同縣治である。



兩紀事とも日が書かれてゐない(甲)は二年三月十二日の條である大師の敬送清涼山佰五拾僧供疏の次に記され、更に巡院帖の一文書を隔てて(乙)の紀事が見え、其の次は四月の事項に

慈覺大師の入唐紀行に就いて

第一二卷 二八一

(8)朔州 是も河東道に屬した州で、今の山西朔平府朔州の治である。以上は主として御批通鑑輯覽の註に據る。

(9)橫水柵 今の大同府の北に在る。

(10)大同川 今の大同府の馬邑縣治は大同軍城の在つた處で、一に大同川とも云つた。以上の兩地は讀史方輿紀要に據る。

第一 會昌二年の春入寇の事。大師の巡禮記

に回鶻の入寇を書いた紀事は僅に二箇處で、其の文は左の通である。

(甲) 迴鶻軍兵入唐侵境。今在秦府。國家抽六節度府兵馬遣迴鶻界首。城中有迴鶻人數百。准勅盡斬斃訖。在諸州府亦同斯格。

(乙) 見說迴鶻兵馬入秦府城。舊節度使逃走。東寺本池田本並に住の字に作る、傳寫の誤。新除節度使在路不敢入。

入り、大師が全座主に贈つた状を録されてゐるから、兩紀事は三月の中旬から下旬の頃に傳聞したのを記してゐいたものであらう。又回鶻關係の土地として秦府と稱したもの、新舊唐書通鑑等に見當らない。蓋し秦と振とは眞の韻で、府と武とは麌の韻であるから、秦府は振武の假借字であることは疑ない。振武は軍名であるのに、秦府城とあるは如何との疑を抱く人もあらうが、賜回鶻可汗書に借振武一城の語唐文集李德裕集などあれば、振武城の稱が秦府城の文字となつたのであらう、是は大師の自己の考で假借したのか、それとも當時此の假借字を使用してゐたのか審でない。今甲乙の兩紀事に就いて其の内容を剖析して見ると、

(甲)

- (一) 回鶻が侵入して振武に逼つた事。
- (二) 唐は六節度府の兵馬を差遣した事。
- (三) 長安城中在住の回鶻人を斬斃した事。

(乙)

- (一) 回鶻振武城に入つた事。
- (二) 振武の節度使の交迭した事。

以上の五項は從來の史傳に比して異同なきか否や、將た史料としての價値は幾何であるかを述べようと思ふ。

今新唐書を検するに武宗紀の會昌二年の條に

正月回鶻寇橫水柵、○通鑑考異に本文を引いて柵を誤りて柵に作る略天德振武軍。三月回鶻寇雲朔。

とあり、又回鶻傳に

明年○二○回鶻○奉○主○至○漠○南○入○雲○朔○剽○橫○水○殺○掠○甚○衆○轉○側○天○德○振○武○間○盜○畜○牧○自○如○乃○詔○諸○道○兵○合○討○

と見え、舊唐書の武宗紀には、正月入寇の事は見えないが、三月の條に「時迴鶻在天德。命沔以太原之師討之」とある。大師の巡禮記は新唐書の如く詳でない、又振武のみを擧げて天德雲朔に及んでゐないのは、北邊要處の代表的場處として振武の名が最も著はれてゐたので、長安城内の風聞も亦振武を主として傳へられたから、大師は其の儘を記録したものであらう。簡短ではあるが、二年の春に回鶻の入寇した事實は一層明確になつた譯である。

此に一言辯じておきたいのは、通鑑考異の説である。考異に實錄を引き、實錄六月回鶻寇雲州、劉沔出太原兵禦之。又云、劉沔救雲州爲回鶻所敗。七月又云、烏介過天德、至杷頭烽、突入大同川、驅太原部落牛馬數萬、轉戰至雲州。又新唐書の正月三月の條及び六月條の、劉沔及回鶻戰于雲州敗績。の文を擧げ、更に一品集の奏回鶻事宜狀と、賜可汗書と、七月十九日狀との三文に據りて、左の斷案を下してゐる。

然則給其馬價、必在七月十九日前。當是時、回鶻必未寇雲州、敗劉沔、突入大同川、掠太原牛馬。故朝廷曲徇所求、欲其早離塞下北去。尙未有攻討之意也。

かく論じて、終に實錄新紀謬との結論をなしてゐる。六月以後の入寇説の是非は姑く置き、正月三月の事に對しては、通鑑の考異は六七月の事と共に否認してゐるやうである。左もなければ、必ずしも態々新唐書の正月三月の文を掲げるに及ばない。既に其の文を掲げて

新紀は誤謬であると斷じてゐる以上は、事實でないとしてゐるに相違ない、通鑑の本文にも振武天德又は雲朔に寇した事を載せてゐない。果して考異の説の如くすれば、新唐書の紀事は抹殺せなければならぬ、次第である。

然し新唐書は抹殺せらるゝも、大師の巡禮記は抹殺することが出来ない、況して李德裕集に載せられた文書の證明があるから、猶更の事である。李德裕集に請密詔塞上事宜狀がある。其の第一條に、

一 據太原奏事官孫儔稱、昨來回鶻到橫水柵殺戮軍人百姓、今抽在釋迦泊東、約西去可汗三百里。未知此回鶻是那顏特爲復、是可汗遣來。○下

とあり、太原奏事官孫儔は河東節度使符徹符通鑑符に作る今の唐文唐書等に從ふの屬僚で、横水殺掠の上奏は、符徹の命令を受けたものである。通鑑の考異に引ける實錄に據れば、符徹の上奏は二年の正月である由であれば、回鶻の侵入も十二月の末か正月の初の事であつたに相違ない。して見れば新唐書の正月入寇の事を否定することが出来ない。又李德裕の文に條疏太原以北邊備事宜狀あり、其の條項中に左の文がある。

一 田牟都似不曉兵機、奏狀已出、三千人拒回鶻。計其兵數必是全軍盡出。忽有不利、城內豈免空虛。馬上馳突、是戎虜所長、攻城圍守、戎虜所短。田牟只合堅守城壘、俟救兵。望速詔田牟、輒不得出、兵野戰待諸處兵至、方可逐便討除。

通鑑には此の事を叙して、夏四月庚辰六十天德都防禦使田牟奏、回鶻侵擾不已、不俟朝旨、已出。

兵三千拒之。壬午^{八日}李德裕奏、田牟殊不知兵戎。狄長於野戰、短於攻城。牟但應堅守以待。諸道兵集。今全軍出戰、萬一失利、城中空虛、何以自固。望亟遣中使止之。」と書かれてある。田牟の上奏の到達したのは十六日で、李德裕の狀を上つたのは十八日とあるのは、何等かの據る所があつたのであらうが疑なきを得ない。なぜなれば此の事宜狀の文中に、唃沒斯誠款雖未知真僞、然早要別加官爵。とあり、而して唐の朝廷が唃沒斯に官爵を授けたのは四月の二十日で、此は李德裕の異域歸忠傳に特筆してある。新唐書の武宗紀會昌二年の條に五月丙申十日に李德裕が意見を呈し、武宗はそれをすぐ採用したとして、二日同、唃沒斯降とあるのは誤である。八日に李德裕が意見を呈し、武宗はそれをすぐ採用したとしても、僅か一日あきて廿日に、其の手續をしたことは餘りに火急であるまいか。それ故田牟の上奏の到達も、李德裕の此の狀を上つたのも、今少し前の事であらうかと思ふのである。孰れにしても三四月頃に同鶴が天徳を侵し、田牟が三千の兵を以て之を拒いだ事は確實であるから、新舊唐書の三月入寇の事は否定することが出来ない。通鑑の考異が新唐書などを謬りとするのは不當で、延いては大師の巡禮記にも其の累を及ぼす恐れがあるから、斯く辯ずる次第である。

以上は甲の(一)と乙の(一)との振武入寇の大師の紀事が、從來の文書史傳とは如何なる關係を有してゐるかを述べたのである。是れより甲の(二)の兵士差遣の事に就いて述べてみた。

大師の所謂六節度府とは何れの節度使を指したものであるか詳でないが、兵士を北邊に遣はすといふことは新唐書同鶴傳に書かれてある、詔諸道兵合討の文と一致してゐる。又

李德裕の文に徴して見るに、上に掲げた條、疏太原以北邊備事宜狀に、田牟をして堅く天德城を守りて諸道の兵の集るを待たしめんとする事が見える。然ば當時諸道に向つて兵士を徵發して北邊へ遣る廟議があつたのであらう。又其の狀の中には左の如き文も見える。

一回鶻馬軍難於支敵、依林守險、須用弓弩。望于浙西取弩手四百人、宣州取弩手三百人、令從河曲路赴天德。如所在逢回鶻、便令把隘及依叢林射馬。河曲路與天德直對、兼經歷鹽夏等州、所在要處、便堪應急。到天德後、權取田牟指揮。

之に據れば、浙西よりは弩手四百人、宣州よりは弩手三百人を天德に差遣しようとする李德裕の意見である。浙西は新唐書の方鎮表に見ゆる浙江西道のこと、其の節度使は今の江蘇の蘇州、浙江の杭州等を管轄してゐた。浙西の弩手四百人は其の部下のものであらう。宣州は今の安徽寧國府宣城縣治であるが、唐の時には江南道に屬し、そこに宣歙團練使が置かれてあつたから、宣州の弩手は即其の團練使の下にゐるもの事であらう。して見れば、大師が六節度府の兵と書いたのは、恐らくは此等も其の内の一つであらう。(二)の事項もよく李德裕の狀や新唐書と相發揮してゐるものである。

(三)の長安城中の回鶻人を斬殺した事は頗る異聞である。當時の朝廷特に李德裕は懷柔の方針を取つてゐたやうであつたから、無暗に回鶻人を殺して敵意を有たせ、將た内附の心を塞からしむるやうな政策を取るまいと思ふ。それも三年には回鶻人を驅逐殄滅した事があるから、或は殺害せぬとも限らないが、二年の内は未だ排擠するやうなことはなささう

である。然し北邊の風聞とは違ひ大師の居た長安城中の出來事て、而かも諸州府亦同斯格などある處より觀れば、根據のあるやうでもある。此は猶研究を要すべきもので、其の事の虚實を斷言することが出來ない。

乙の(二)の振武の節度使の更迭が三月に在つた事は、無論事實である。舊唐書の武宗紀二年三月の條に

以振武麟勝節度使銀青光祿大夫檢校右僕射兼單于大都護御史大夫彭城郡開國公食邑二千戶劉沔檢校右僕射兼太原尹北都留守河東節度管内觀察處置等使代符澈。

とある。新唐書は武宗紀には見えないが、劉沔の傳に、

太和末遷累大將軍擢涇原節度使徙振武。○中會昌二年又掠太原振武。○同天子使兵部郎

中李拭調兵食因視諸將能否。拭獨稱沔乃拜河東節度兼招撫回鶻。

と叙し、通鑑には更迭の日次及び後任の人の事まで書かれてある。

三月○通鑑標註に異本三月下有戊申十三日二字紀事本末同とあり李拭巡邊稱振武節度使劉沔有威略可任大事。時河

東節度使符澈疾病庚申○二十五日以沔代之以金吾將軍李忠順爲振武節度使。

とあつて、更迭は事實であるから、巡禮記も唐書通鑑とも皆一致する譯である。但し巡禮記の舊節度使逃去説は全く訛傳である。當時回鶻侵入の甚しかつた處からかく大げさに言ひふらしたものであるに相違ない。劉沔は逃げた譯でもなく、逃げ去るやうな人でないことは李拭の推稱したことでても證せられる。

第二 太和公主の唐に歸つた時の事。

太和公主は多年唐と同鶻との平和の楔となり、塞外關係の上に多大の交渉を有してゐた人であるだけに其の人の進退は當時の人の耳目を引いたので、大師も巡禮記に公主の事に及んだ次第であらう。公主は憲宗の女、穆宗の妹で、武宗の叔母に當り、定安公主といふ、全唐文の武宗集に封定安大長公主制がある。新高唐書唐會要並に定安に作る通鑑改めて守定に作るは是ならず。始めに太和に封ぜられてゐたから、太和公主と稱せられてゐたのである。

憲宗の時に同鶻可汗が公主の降嫁を懇望せしも許さなかつたが、穆宗に及び、其の請を納れて公主を崇徳可汗に嫁せしめたのである。公主が同鶻に往きて後、可汗は死し、内亂相繼ぎ、遂に瓦解散亂の止むなきに至り、公主は間關流離して、烏介可汗に歸した事は、既に上文の梗槩の處に述べ置いたやうな次第であつたが、會昌三年（一五〇三）に及び、劉沔石雄等が大に烏介可汗を征討して撃破した時に石雄は公主を迎へ得たから、公主は無難に長安に歸ることが出来たのである。此に問題とするのは長安に歸つた時の事である。舊唐書の武宗紀の三年の條に、

三月、太和公主至京師。百官班于章敬寺迎謁。仍令所司告憲宗、穆宗二室。

と叙し、公主傳には詳に入城の光景並に歸朝後の待遇等を記して、

會昌三年、來歸。

詔宗正卿李仍叔、秘書監李踐方等告景陵。

宗陵

主次太原。

詔使勞問係

塗以黠戛斯所獻白貂皮玉指環往賜。

至京師、詔百官迎謁再拜。

故事、邑司官承命答拜。

有司議、邑司官卑不可當。

群臣請以主左右上媵、戴髮帛、承拜、兩檔持命。又詔神策軍四百、

具函。群臣班。主乘輅謁憲穆二室。歔歔流涕。退詣光順門。易服。冠鎖待罪。自言和親無狀。帝使中人勞慰。復冠鎖乃入。群臣賀天子。又詣興慶宮。明日。主謁太皇太后。宗○憲

后郭氏、公主母后、公進封長公主。遂廢太和府。始至宣城。以下七主不出迎。武宗怒。差奪封絹贖罪。

宰相建言。禮始中壺。行天下。王化之美也。請載於史。示後世。詔可。

とありて。歡迎の盛んであつたことは思ひやられる。新唐書は武宗紀には見えないが、公主傳の記事は全く舊唐書と同文である。通鑑には二月の條に、

庚寅朔日三月。太和公主至京師。改安定大長公主。詔宰相帥百官迎謁於章敬寺前。公主

詣光順門去盛服。脫簪珥。謝回鶻負恩和蕃無狀之罪。上遣中使慰諭。然後入宮。陽安等

六公主不來。慰問安定公主。各罰捧物及封絹。

と記されてある。二月には庚寅がない、庚寅は三月の朔日である、通鑑は三月庚寅朔と書すべきを誤りて三月朔の三字を脱したもので、通鑑の標註にも既に「據舊書紀」下文三月二字、宜移在庚寅上、目錄三月庚寅朔と云つてゐる。然れば舊唐書も通鑑も公主の入城を三月の事としてゐるのである。然るに大師の巡禮記に記された處を見ると、左の通である。

二〇〇〇。二〇〇〇。和蕃公主入城。百司及三千兵馬出城外。迎入通化門。入內得對。勅令安置

南內院。是大和公大和天子。大和天子の大の字は元の字の誤である、元和は憲宗の年號であるから、憲宗を元和天子と稱したものである、若し太和とすれば文宗の年號にな

るから事實に合はない、字體の似て爲和廻鶻國嫁與廻鶻王。今緣彼國王法崩。法の字恐らく兵

馬亂起。公主逃歸本國。隨公主來廻鶻人。竝不得入城。廻鶻王子隨公主來。公主在路

自敏之。

此の大師の文に據れば、公主の入城は正しく二月廿五日であるから、舊唐書通鑑の三月に繫けてゐるのは全く誤謬である。

公主出迎の場處を舊唐書や通鑑には章敬寺前としてあり、巡禮記には通化門としてあるが實は同一の場處である。章敬寺は通化門内に在ることは唐會要にも見えてゐる。舊唐書と同紇傳に據るに、太和公主が始めて回鶻に赴かんとする時に、穆宗は通化門の左个に御して臨送し、百僚は章敬寺前に列して奉送した。して見ると通化門は送迎の場處と定つてゐたものと見える。舊唐書と巡禮記とは各々其の一方を書いてゐるのは、寧ろ相待ちて其場處を明示してゐるやうにも思はれる。

余は巡禮記の本條を讀みて、通鑑の編者が用字の際にも深く意を注いだことの一例を見ることが出來た。公主が自身の無狀の罪を謝したことを、舊唐書は「自言和親無狀」と書いてゐる。此の和親の語は新唐書も通鑑綱目も通鑑紀事本末も皆同文であるのは、舊唐書に襲つたものであらうが、獨り通鑑には「自謝和蕃無狀之罪」と書き、和親の字を使はない。通鑑は何故に和蕃と書いたか、舊唐書と對勘するものの起るべき疑問である。殊に和蕃の語は新舊唐書唐會要李德裕集等には見えないやうであるから尙更惑ふのである。處が巡禮記には明白に和蕃公主とあるから、太和公主を和蕃公主と稱したことは、唐代に於ける一般の語であつたことが確である。胡三省が、唐公主入蕃者、謂之和蕃公主、今太和公主以回鶻犯邊、故自謝

和蕃無狀」と注してゐるのは其の當を得てゐるのである。尤も和親の語も當時使用されてゐる和親といふことは、單に和好といふのみでなく、姻親を結ぶ意義も其の中に籠つてゐるのである。此は古くより起り、史記の劉敬傳に「上高取家人子名爲長公主妻單于使劉敬往結和親約」とある如きは其の例で、唐の時に使用されてゐる和親の語は殊に其の意味の強きものである。李德裕集の請遣使訪問太和公主狀に「元和中回鶻累請和親。憲宗不許」とある。和親は即回鶻が公主を得んことを請ふたのである。舊唐書の回紇傳に「回鶻請和親。憲宗使有司計之。禮費約五百萬貫」とあるも同様で、姻親の義を和親といつたのである。和蕃も同義で蕃族と和して姻親を結ぶ意味であるが、唯辭の立て方が異つてゐる。彼は平等的の語である。此は己を尊んで人を卑んだ華夷の辨がある。唐の方から云へば然らざるを得ない。此の處は公主が自身の無狀を謝する處であるから、和蕃と云つた方が、當時の情調を見はしてゐるやうに感ぜられる。歐陽修が五代史を修めた時に、往々俗字俗語つまり現代語を書いて、其の言動を描寫したことは、先人の言つてゐる所であるが、通鑑の編者が和蕃の語を書いたのは同一の心匠である。是も巡禮記に在つたればこそ、其の次第も明になつて來たのである。

巡禮記の本條中不審なのは太和公主が途中で王子を殺害したといふことである。此は事實であるか否は知れないが、何分旁證すべき材料がないから、他日の研究に俟たうと思ふ。

第三 摩尼教徒に關した事。大師は會昌三年四月の條に於て、
四月中旬勅下。今敏天下摩尼師今恐らくは剃髮令着袈裟作沙門形而敏之。摩尼師即

廻鶻所崇重也。

と記載してゐる。成程摩尼教は回鶻の崇重尊信する所で、唐に入つたのも回鶻から傳はつたものである。然し斬殺の事に至つては頗る異聞である、一體摩尼教は外來の宗教としては勢力なく、夫の景教の如きは、帝室及び上流の人をして耳を傾かしめたやうであるが、摩尼教に至りては、民間又は唐の回鶻人の間に行はれたに過ぎないやうである。其の唐に來たのは天寶以後の事である。新唐書の回鶻傳に、元和初、再朝獻、始以摩尼至。其法日晏食、飲水茹葷、屏種酪。可汗常與共國者也。摩尼至京師、歲往來。西市商賈頗與糞糞爲姦とありて、憲宗時代の元和の初に始めて唐に傳來したと書いてあるのは恐らくは謬りであらう。其の證據に李德裕集に載せた賜回鶻可汗書に、摩尼教、天寶以前中國禁斷。自累朝緣回鶻敬信始許興行、江淮數鎮皆令闡教とあれば、天寶以後公許したことは疑ふべからざることである。處て回鶻の瓦解以來は、在唐の摩尼教徒の間にも動搖を來たし、信者の信仰心も不安定の狀を呈して來たらしい上に舉げた賜回鶻可汗書の文の續きに、近各得本道申奏、緣自聞回鶻破亡、奉法因茲懈怠、蕃僧在彼稍似無依。吳楚水鄉、人性器薄、信心既去、翕習至難。且佛是大師、尙隨緣行教、與蒼生緣盡終不力爲。朕深念異國遠僧、欲其安堵、且令於兩都及太原信嚮處行教、其江淮諸寺權停、待回鶻本土安寧、即却令如舊とある。武宗は外教の撲滅を圖らんとする矢先であつたから、動搖不安の事を機會に、江淮の諸寺の閉鎖を命じたのであらう。此は會昌元年の末から二年の初にかけての事である。當時烏介可汗も在唐摩尼教徒の事を心配し、

振武城借用の事を申し込んで来た時に、摩尼の取扱方に就いても問合せたものと見え、賜回鶻書意に「所求種糧及安存摩尼尋勸退渾黨項却掠事並當應接處置必遣得宜」と答へて摩尼教徒の保護に對し、適當の處置を取ることを宣言してゐた。然るに會昌三年の春、武宗は大に烏介可汗を征討せしめ、國中に向つて討回鶻制を下し、可汗の罪を鳴らして、天誅を加ふべき旨を布告した。是も李德裕の筆に成つたものであるが、其の文中には在京回鶻人及び摩尼教徒の處分の事に及んでゐる。

應在京外宅及東都修功德回鶻、竝勒冠帶、各配諸道收管。其回鶻及摩尼等莊宅錢物等、並委功德使與御史臺京兆府各差精強幹事官點檢收錄、不得容諸色職掌人及坊市富人輒有影占。如有犯者、竝當極法錢物納官、摩尼等僧委中書門下、即時條疏聞奏。後略

之に據れば回鶻人及び摩尼教徒は各々其の服を唐服に改めて、諸道に配流せられ、其の寺宅財産は盡く沒收したのである。大師の文に「剃髮令着袈裟」とあるのが、「勒冠帶」といふのを斯く記したものであらう。舊唐書の武宗紀には上に擧げた回鶻摩尼處分の文と同一の文を載せて二月に繋けてあるが、太和公主の唐に歸つたのは二月廿五日である。制文の中には其の事にも及んでゐるから、此の布告は二月の末か三月の初に出されて、直に實施せられたものであらうと思ふ。摩尼に對する處分は上述の如きものであつて、其の生命までも奪ふやうなことは見えない。然し大師は長安城中に在つて親しく見聞した事であるから、虚傳でもあるまい。殊に唐の朝廷は摩尼に對しては外教排斥の意思のみでなくて、回鶻種族に對す

る悪感情も大に加はつてゐるのであるから、斬殺せないと限らない。其の上四月中旬の事であるから、或は配流没収の實施の際に、麻尼教徒中に違犯者が出来たから、此の如き斬殺の詔勅も出たのであるかも知れぬ。宋の僧贊寧の僧史略に傍證とすべきものがある、

武宗會昌三年、勅天下摩尼寺並廢入宮。京城女摩尼七十二人死、及在此國、廻紇、諸摩尼等、配流諸道死者大半。

と見えるのは、幾分かは此の間の消息を得たものである。彼は參攷すれば巡禮記の紀事は何等かの根據あるもので、否認を許さざる新事實であらう。

之を要するに、巡禮記中回鶻關係の紀事は極めて少ないが、猶舊來の史傳の遺を補ひ誤を糾し、將た異聞の存すべきものあるから、此の點のみに於ても、優に唐代の根本史料としての價值を有すると謂つても、溢美の言てはあるまいと思ふ。

(未完)

前號の正誤

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
一四九	六註	性	姓	同	一六	困	困
同	一註	傳	傳	同	同	愴	愴
一五〇	四	諫	練	一五三	一註	奉	秦
一五一	九	某	其	同	一五	困	因
一五二	一	困	因	一五四	一七	ら	あたら
同	一	紀	記	一五五	一	四	昌四
同	一五	運圖	運圖	一五五	七	不	不
						少	少